

## よみがえるケネディ大統領の演説

### 1 BEPSとケネディ大統領の演説

BEPSという用語は、「税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)」の略語であり、各国税制のループホールを利用した租税回避或いは低税率国等への利益の移転を防ぐために、OECD等が中心となって行っている活動のことである。OECDは、2013年7月19日にBEPS行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting: 以下「行動計画」という。)を公表し、その後各方面からの意見聴取を行い、計画した15の課題の一部については、2014年9月までに方針を打ち出すことになっている。そのOECDのBEPS関連資料 (What the BEPS are we talking about?: [www.oecd.org/forum/what-the-beps-are-we-talking-about.htm](http://www.oecd.org/forum/what-the-beps-are-we-talking-about.htm))の冒頭に引用されているのが、米国のケネディ大統領の演説の一部である。

同大統領は、今から約50年前の1961年1月に米国第35代大統領に就任し、1963年11月にダラスで暗殺され、大統領としての在職期間は短い、多くの人々の印象に残っているといわれている。

この引用されている演説は、後述する1960年4月の特別教書演説の一部であるが、その内容は約50年を経過した現在でも通用するというのが引用したOECDの見解である。

そこで語られたことは、米国企業が外国に多くの企業を設立して、親子会社間において人為的な取引 (関連者間における移転価格操作、特許権等の権利の移転、経営管理費の移転等)を行える組織構造を整えている。その目的は、米国及び外国の双方において租税債務を急速に減

少或いは無税の状態にすることである、というものである。この引用には、一部省略された箇所があり、それは、これらの人為的な取引により多様な外国の租税システム及び租税条約を利用することで、タックスヘイブンに利益を蓄積している、という件である。この内容が、冒頭に述べたBEPSの検討対象となっている事項と重なるということである。

### 2 いま、なぜケネディ大統領演説が取り上げられるのか

OECDがBEPSに取り組んだ背景には、通信関連の多国籍企業等の租税回避があったことは報道等により周知されている事項である。しかし、2010年前後から、突然に、このような租税回避が顕在化したのではない。ケネディ大統領在職中、OECDとしては初めてのモデル租税条約草案の作成を行った時期であり、各国が協調して国際的な租税回避を防止する機運はまだ熟成していなかったのである。

しかし、国際的租税回避は米国では1950年代から問題視されており、1962年にタックスヘイブン税制が同国において制定されていることから、当時の状況が理解できるのである。私は2010年以降のBEPSが話題となった時期以前について、これをBEPS以前と区分している。このBEPS以前はやがてBEPSとつながるのであるが、このBEPS以前の時期の特徴としては、国際的租税回避に直面した各国が、国内法等によりその対策を講じていた時期といえる。しかし、1990年代辺りから、国内法における対応も限界ということで、OECDを中心に、タックスヘイブン及び各国の租税優遇措置対策として、

# Topics of International Taxation

有害な税競争の活動が行われ、この流れが、2010年辺りからタックスヘイブンの情報交換協定という形になるのである。そして、G20も加わり、各国が協調して国際的租税回避に取り組むこととなり、BEPSとなるのである。

したがって、国際収支が悪化するという経済状況下において、ケネディ大統領が多国籍企業による租税回避対策に力を注いだことはその演説からも理解でき、また、この時期の底流としてあった国際的租税回避がその後も継続していたと理解すべきであろう。

## 3 米国大統領と税制改正

第2次世界大戦後の米国大統領のうち、注目を集めた税制改正を行ったのは、第35代のケネディ大統領と第40代のレーガン大統領である。レーガン大統領は、1981年と1986年に税制改正を行っており、1986年の税制改革法は、現行の米国内国歳入法典の全文改正となっている。

ケネディ大統領が注目されるのは、既に述べたタックスヘイブン税制の制定と米国税制に関する演説等であるが、日本との関連では、同大統領没後の1966年に制定された「外国投資家課税法」である。この法律は、現行の米国における非居住者課税の基礎となったものであり、平成26年度の日本における非居住者関連の改正（総合主義から帰属主義へ）もこの米国の1966年法から学んだ点もあるのである。

## 4 1961年4月の米国議会演説

ケネディ大統領は、就任した1961年の4月に米国議会において特別教書として税制に関連する演説を行っている。この演説の中で、外国所得の課税問題が述べられている。そこでは、第1に、タックスヘイブんに子会社を設立して米国親会社に配当を行わず、利益を留保することで無期限の課税繰り延べが行われていることから、これを廃止する措置が必要と述べている。そのほか、外国投資会社の課税、外国在住の米

国市民の課税、配当に係る外国税額控除を述べている。米国の移転価格税制（内国歳入法典第482条）が適用されるのは、1960年代後半に財務省規則が整備された後の1970年代である。

なお、この特別教書の指摘を取り込んだ1962年歳入法における法人税に関連した改正点は次の通りである。①投資税額控除制度の創設、②交際費の損金算入の制限、③外国税額控除に関連した改正、④タックスヘイブン税制の創設、⑤所定の動産、株式等の譲渡益を通常所得に分類して課税、⑥所定の無形資産の米国の者から外国法人への譲渡は通常所得として課税、である。

## 5 ケネディ大統領の租税政策のアドバイザー

ケネディ大統領は、その政権に多くの知識人を加えたことで話題となったが、税制に関しては、サリー教授（Stanley S. Surrey）をハーバード大学から招いて租税政策に関する財務省長官補としている。同氏は、1949年から1950年にシャウプ使節団の一員（当時はカリフォルニア大学法学部教授）として来日している。その後、ハーバード大学に移籍した後に、ケネディ政権に参画したのである。

米国財務省におけるサリー氏の業績についての資料がないことから、同氏の具体的な活動業績を跡づけることはできないが、ケネディ大統領が就任3か月後に米国議会において米国の租税政策について演説した背景には、サリー氏のアドバイスがあったものと思われるのである。

中央大学商学部教授

矢内 一好